

(別記様式第 1 号)

計画作成年度	令和 5 年度
計画主体	野木町

## 野木町鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担当部署名：野木町産業建設部産業振興課

所在地：野木町大字丸林 5 7 1

電話番号：0280-57-4151

FAX 番号：0280-57-4191

メールアドレス：sangyou@town.nogi.lg.jp

## 1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	イノシシ、ニホンジカ、ハシブトガラス、ハシボソガラス、カルガモ、カワウ、ハクビシン、アライグマ
計画期間	令和6年度～令和8年度
対象地域	野木町

## 2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

### (1) 被害の現状（令和4年度）

鳥獣の種類	被害の現状	
	品目	被害数値
イノシシ	水稲	被害面積 1 a 被害金額 7 千円
	野菜等	被害面積 0 a 被害金額 0 千円
ハクビシン アライグマ	野菜・果樹	被害面積 0 a 被害金額 0 千円

### (2) 被害の傾向

野木町の鳥獣被害については、イノシシにおいては平成29年度に初めて農作物等の被害が発生した。このことから、イノシシ等の大型獣については、野木町鳥獣被害対策実施隊に有害鳥獣捕獲業務委託を行いながら、地域の自治会、栃木県県南環境森林事務所と連携し、駆除活動を実施している。また、従来からハクビシンやアライグマなどの住宅侵入被害、農作物被害の相談、報告が確認されており、捕獲許可件数が令和4年度は40件、令和5年度10月末現在で23件となっており、今後も被害が続くことが予想される。

### (3) 被害の軽減目標

指標	対象鳥獣種	現状値（令和4年度）	目標値（令和8年度）
被害面積	イノシシ	1 a	0 a
	ハクビシン アライグマ	0 a	0 a
被害金額	イノシシ	7 千円	0 千円
	ハクビシン アライグマ	0 千円	0 千円

#### (4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に関する取組	イノシシ対策として、箱わなを設置し、実施隊に捕獲業務を委託している。 また、ハクビシン・アライグマ対策として、住民への箱わなの貸し出しを行っている。	箱わなの設置数に対する従事者数の不足や生息状況に応じた効率的な捕獲および連携体制の構築が課題となる。 箱わなの保有台数が足りず貸し出しができない場合や止め刺しに関する相談等への支援が課題となる。
防護柵の設置等に関する取組	取組なし	思川沿いおよび渡良瀬遊水地、町東部地域付近にてイノシシの目撃情報が増えているため、今後、侵入防止柵の設置について検討する必要がある。

#### (5) 今後の取組方針

イノシシ等の被害防止のため、季節や生息状況に応じたわな設置や協議会及び地元自治会等と連携し、侵入防止柵設置や生息区域とならないよう環境整備を実施する。

また、ハクビシン・アライグマについては箱わな等を貸出し、町民による捕獲活動を支援していく。

### 3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

#### (1) 対象鳥獣の捕獲体制

- ①イノシシ・シカ  
実施隊に捕獲駆除を業務委託し捕獲強化していく。
- ②カラス類・カワウ・カルガモ  
町民からの被害報告を受け、必要に応じて実施隊へ捕獲依頼を行う。
- ③ハクビシン・アライグマ  
町民からの被害の連絡を受け、野木町が捕獲許可を出し、箱わなの貸し出しを行っていく。

(2) その他捕獲に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ	狩猟免許、わな免許の取得及び更新等に対する支援。捕獲機材及びイノシシ注意看板等の導入、貸与による支援。
令和7年度		
令和8年度		

(3) 対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
イノシシについては、令和4年度で23頭の捕獲実績がある。県内では豚熱の個体もみられることから、豚熱対策として、防疫措置を実施しながら捕獲強化に努めるとともに、ハクビシン・アライグマについても令和4年度は40件の有害捕獲許可申請及び13頭の捕獲実績があり、申請件数、捕獲数共に増加傾向にある。 近年の有害捕獲許可申請件数及び捕獲頭数の状況、生息区域の拡大傾向を踏まえ、捕獲計画を設定した。

対象鳥獣	捕獲計画数等		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	40頭	40頭	40頭
ハクビシン	15頭	15頭	15頭
アライグマ	15頭	15頭	15頭

捕獲等の取組内容
・イノシシについては渡良瀬遊水地周辺及び町東部地区周辺に年間を通して、箱わな等を利用した捕獲を野木町鳥獣被害対策実施隊へ委託していく。 ・ハクビシン、アライグマについては、被害を受けている農業者等へ有害鳥獣捕獲許可を行い、箱わなを貸し出し、指導、助言を適切に行い捕獲支援を行う。 ・なお、捕獲行為が、希少猛禽類その他の野生生物の生息に支障とならないように配慮する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容
市街地に隣接している場所が多いこともあり、わなにかかっている哺乳類を銃で捕獲する取り組みはない。

(4) 許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
野木町	全ての鳥獣種

#### 4. 防護柵の設置等に関する事項

##### (1) 侵入防止柵の整備計画

対象鳥獣	整備内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	状況に応じて検討。		

##### (2) 侵入防止柵の管理等に関する取組

対象鳥獣	取組内容		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
イノシシ	状況に応じて検討。		

#### 5. 生息環境管理その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取組内容
令和6年度	イノシシ、ニホンジカ、アライグマ、ハクビシン、ハシブトガラス、ハシボソガラス	出沒地区において、侵入防止柵の設置、草刈り・放任果樹等の処理・食物残渣の適正処理等を行い生息しにくい環境整備について周知し、地域住民の獣害対策意識の啓発に取り組む。
令和7年度		鳥獣対策について、農業者等を対象とした指導及び助言を行う。
令和8年度		有害鳥駆逐用品（上空で発音し、有害鳥を駆逐するもの）を被害農家へ配布し、農業被害の軽減を図る。 有害鳥獣の生息しにくい環境整備のため、草刈り機の導入・貸与による支援を検討する。

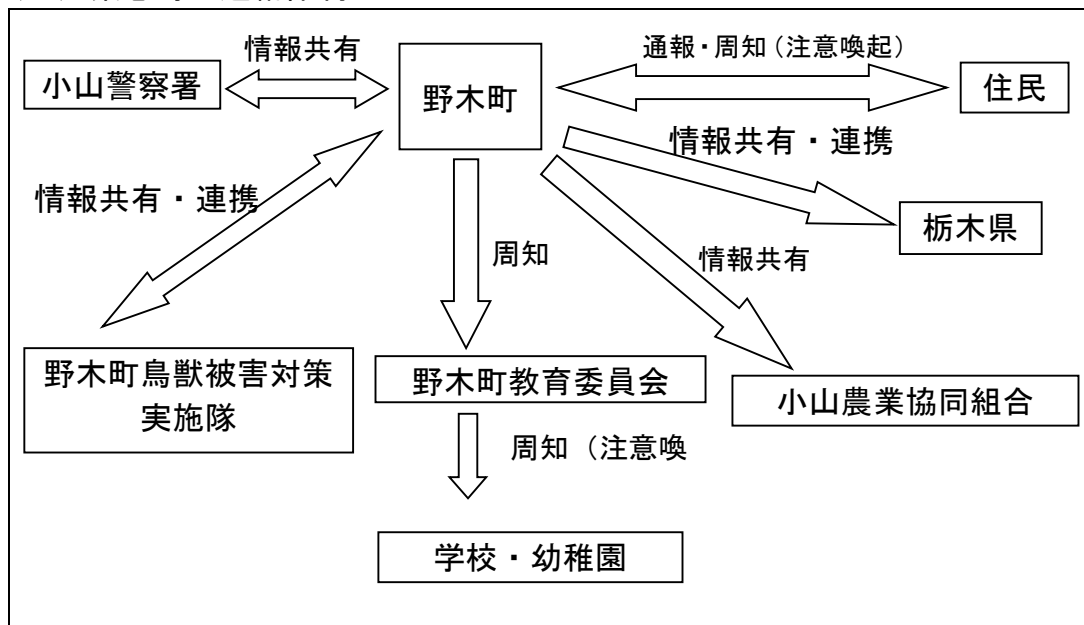
#### 6. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

##### (1) 関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
野木町産業建設部産業振興課	被害情報収集、連絡調整、情報提供、被害対策等
栃木県	被害情報収集、情報提供、被害対策指導等
野木町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、駆除
野木町教育委員会	小中学校への注意喚起、児童・生徒の安全確保
小山警察署	被害情報収集、情報提供、地域巡回、住民の

	安全確保
小山農業協同組合	被害情報収集、情報提供

(2) 緊急時の連絡体制



7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

捕獲個体については、鳥獣保護管理法に規定された基本指針等に基づき適正に処理を行う。

イノシシ肉及びシカ肉については、原子力災害特別措置法に基づく出荷制限があることから、駆除従事者にその旨を周知徹底し、自家消費の自粛を促し、その他必要な情報提供を行う。

イノシシについては、県内で豚熱に感染した個体が確認されていることから、捕獲で使用した靴、衣類、道具、車両等の消毒を行う。また、捕獲したイノシシを現場に埋却せず搬出する場合、血液等が漏出しないようビニールで密閉する等の防疫措置を講じながら捕獲を強化する。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品・ペットフード・皮革としての利用等その有効な利用に関する事項

放射性物質の影響による出荷制限があること、捕獲頭数が少なく施設整備はコスト的に合わないことから利用予定はない。

9. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1) 協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	野木町有害鳥獣被害対策協議会
構成機関	各機関の役割
被害地区自治会	被害状況の把握および情報提供
小山農業協同組合	組合員への支援
栃木県農業共済組合県南支所	共済加入者への支援
野木町農業委員会	被害状況の把握、情報提供
野木町鳥獣被害対策実施隊	有害鳥獣の捕獲、駆除
野木町	協議会事業の実施、協議会事務等

(2) 関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割
小山警察署	地域住民の安全対策
野木町教育委員会	小中学校への注意喚起 児童、生徒の安全対策
県南地域鳥獣被害対策連絡会議	県南地域の鳥獣被害対策の情報交換、広域的な被害対策

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

令和4年4月1日に野木町鳥獣被害対策実施隊を発足。 イノシシの止め刺し等を実施。
---

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

被害地区住民が主体となり、被害地区毎の被害状況に応じた獣害に強い地域づくりを推進する。
---

10. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

鳥獣被害の広域化に対応するため、近隣市町や関係機関と連携し、効果的な被害対策について検討する。
---